

第 5 条 第 3 項

- 第 1 号 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 第 2 号 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- 第 3 号 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- 第 4 号 60 歳以上の父母及び祖父母
- 第 5 号 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- 第 6 号 重度心身障がい者